

国際農業機械展 in 帯広

Food Valley Tokachi

フードバレーとがち



開催概要・出店規定

——— ご出店申込みの皆様へ ———

- ◎4年に一度開催される「国際農業機械展in帯広」と同時開催する「フードバレーとがち食彩祭」は、十勝の食と観光をテーマに地元食材を使用した多彩なメニューの提供、販売などを行います。
本書は、「フードバレーとがち食彩祭」のフードエリア（飲食ブース及びキッチンカー）の公募枠出店案内となります。
- ◎出店規定には出展料ほか審査基準項目や水道・火気の取扱いなど重要事項が記載しておりますので、必ず熟読ください。



ふるさと 伝承と新たなる故郷の創造

十勝は、北海道唯一の民間による開拓の地です。先人は自らの力で未来の可能性を手に入れてきました。十勝農業の躍進とともに「日本の食料基地」へと発展した故郷・十勝の魅力を、「食」を中心に多面的に発信する。また、先人の知恵に学びながら、現在の十勝農業を牽引する若手農業家にスポットをあて、将来の十勝を語り合う場所とする。

2018年は「北海道命名150年」。北海道の名付け親となった松浦武四郎は、自著に十勝を「将来有望な地である」と書き残した。武四郎を支えた先住民族・アイヌの暮らしや文化・食を見直し、北海道・十勝の歴史を再認識する場としたい。

《基本となる3本の柱》

1. 十勝産食材の魅力再発見 ～食と文化のマリアージュ
2. 先人の知恵に学ぶ ～北海道命名150年とアイヌの暮らし・文化
3. 未来の君へ ～若手農業者の新たなる一歩



2014年の飲食ブースの様子



文化15年(1818)2月6日、紀州徳川家領の伊勢国一志郡須川村(現三重県松阪市)に郷士・松浦桂介の三男(第4子)として誕生。平成30年は「北海道命名150年」と「武四郎生誕200年」にあたる

開催概要

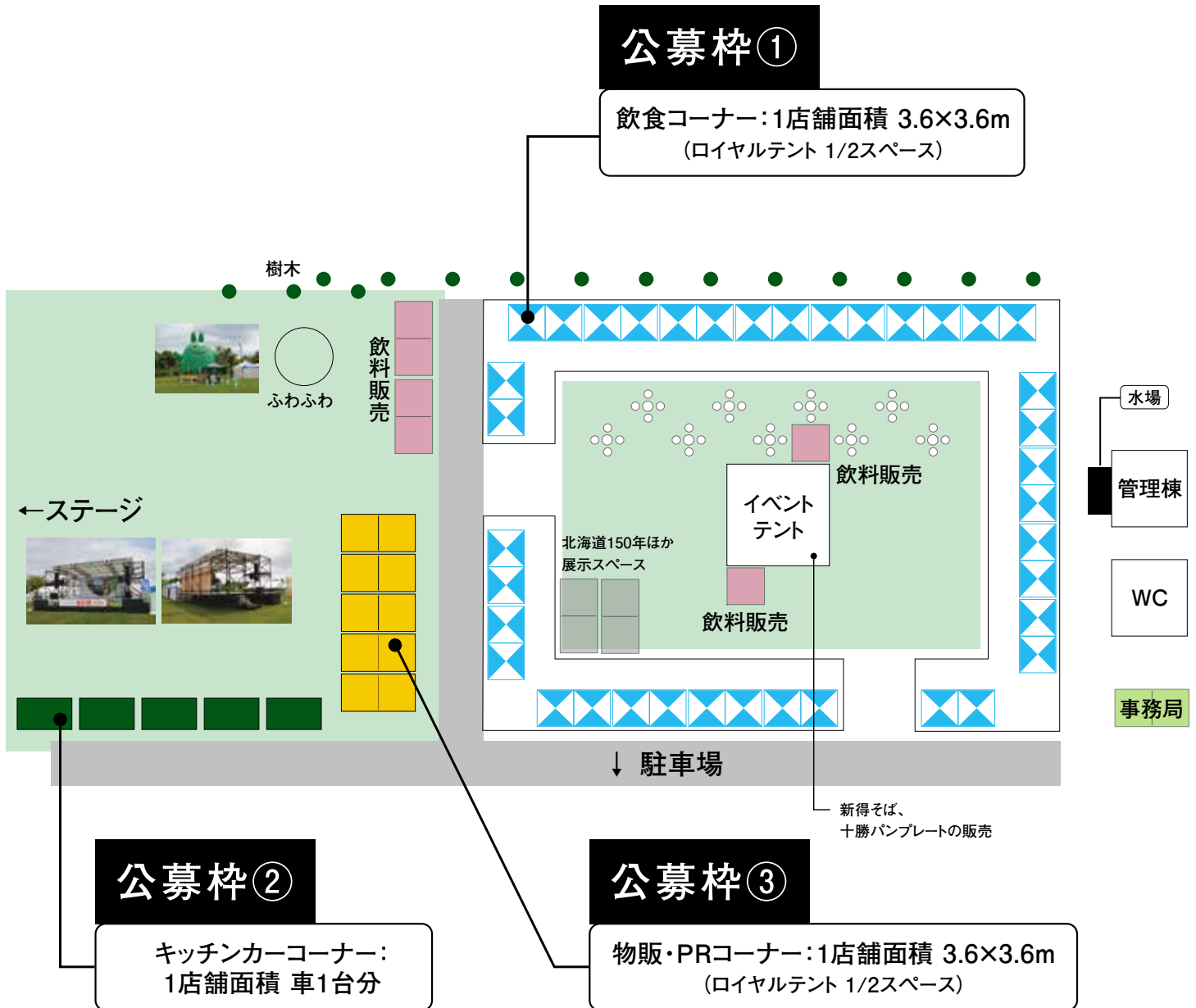


国際農業機械展 in 帯広
「フードバレーとかわち食彩祭 2018」

- 名 称** フードバレーとかわち食彩祭 2018
- 開催日程** 2018年7月12日(木)～16日(月) 5日間
午前10時～午後4時(最終日は午後3時まで)
- 会 場** 帯広市北愛国交流広場 特設会場(帯広市愛国町10番1)
- 主 催** とかわち食彩祭実行委員会
- 事業内容**
- 食 彩 広 場 / ①十勝産食材を使用した飲食コーナー(最大38店舗予定)の展開
②「十勝パン」とチーズのオリジナルプレートの販売
③新得名産「そば」の配布(ミニサイズ、有料)。
 - ステージイベント / ①アイヌの踊り、十勝の郷土芸能・文化の紹介
②若手農業者の活動報告会
③キャラクターショー、歌謡ショーなど
 - 食と農業に関するイベント /
①カラフル麦稈ロールの設置
②デザインで変わる! 美しき農家のシンボルマーク紹介
 - 観光PRブース / ①十勝管内物産販売コーナー
②北海道150年・松浦武四郎の歩みとアイヌの暮らしを紹介する
特設ブースの設置
 - 広 報 ・ 宣 伝 / 新聞(企画紙面)、OCTV、チラシ、ラジオ、SNS、電子媒体による
動画配信のほか農業専門紙の発行など各種メディアを活用した周知。



アイヌ紋様を中央に、
フードバレーのValleyのVの字に
文字を配置したロゴデザイン案。





01 / 出店者の条件

同イベントは、約20万人に及ぶ来場者に、十勝産食材の素晴らしさを発信する場です。出店におかれましては、出品する全商品に関して、主たる原材料(メニュー構成を決定する原材料)が十勝産であることを基準といたします。

また出店申込みの後、以下の条件に基づいて、出店の可否を主催者が審査し、選考します。

なお、選考の内容については非公表としますので予めご了承ください。

【出店条件】

- ① 十勝管内に店舗等を有し、十勝産の農畜産物、海産物をふんだんに活用した料理及び加工食品などを提供・販売する事業者であること。
- ② 衛生・防火管理など主催者が設けたルールに基づき、運営を行う事業者であること。
- ③ おもてなしの気持ちを大切に、清潔でさわやかな印象を与える事業者であること。

(注意) 出店申込書は必要事項をみれなく記入ください。記入漏れのある申込書は受付できません。

(出店が認められない例)

- ◎主たる原材料が十勝の農畜産物、海産物ではない飲食・物販品など、本イベントの趣旨にそぐわない商品の販売を目的とする場合。
- ◎普段から販売等の店舗を有さずに物販・飲食の販売を行っている場合。(ただし、自治体、農業者など一時産業従事者や加工業者、団体、学校及び協賛企業などはこの例ではありません)
- ◎過去の出店において、出店規定に従わない等の不適切な対応があった場合。

02 / 出店分類

① 飲食コーナー(市町村 / 一般) (屋根付き)

その場で調理し、すぐに提供できるもの。また調理されたもの。

(例: 串物、丼物、パスタ、炒め物、ピザ、唐揚げ、バーガー類、麺類、アイスクリーム等)

② キッチンカーコーナー (屋根なし)

キッチンカー内で調理し、すぐに提供できるもの。また調理されたもの。

(例: 串物、丼物、パスタ、炒め物、ピザ、唐揚げ、バーガー類、麺類、アイスクリーム等)

③ 物販・PRコーナー (屋根なし)

みやげ物・加工商品など、持ち帰りを前提として販売し、その場で食べることを目的としないもので、パッケージングされているもの。(例: チーズ、パン、スイーツ類、野菜、その他加工品やおもちゃ等)

※上記いずれかの判断が明確につかないものについては、出店内容に基づき、主催者でエリアを決定します。



03 / 出店料

- ① 飲食コーナー(市町村／一般) ……75,000円 / 3.6×3.6m(ロイヤルテント1/2スペース)1コマ
テント、看板、会議用机2本、電源(規定容量あり)含む
- ② キッチンカーコーナー …… 60,000円 / 1台。複数台は不可。
- ③ 物販・PRコーナー ……75,000円 / 3.6×3.6m(ロイヤルテント1/2スペース)最大2コマまで
テント、看板、会議用机2本、電源(規定容量あり)含む

※電源は出店申込書にて電力使用の申請がある場合のみ設備します。
 ※使用予定の電気容量が100V・1.5KWを超える場合、またはボルト数が100V以外の場合は、
 ※別途追加料を徴収します。(次項目参照)
 ※テーブル・椅子の追加を希望される場合は、別途料金をご負担いただきます。(次項目参照)

04 / 追加備品

① 電気容量の追加料

事前にお申込みいただく電気容量が、100V・1.5KWを超える場合、または100V以外の電圧を使用する場合は、下記の追加料を徴収します。

② 備品の追加使用料

追加でテーブル・パイプ椅子を使用する場合は
 下記の追加料を徴収します。

- ・テーブル(1800mm×450mm)1台…1,500円
- ・パイプ椅子1脚 ……600円

電圧	電気容量	追加料金	電圧	電気容量	追加料金
100V	~1.5kw	0円	200V	~1.5kw	3,000円
	~2.5kw	3,000円		~2.5kw	6,000円
	~3.5kw	6,000円		~3.5kw	9,000円
	~4.5kw	9,000円		~4.5kw	12,000円
	~5.5kw	12,000円		~5.5kw	15,000円
	5.6kw~	15,000円		5.6kw~	18,000円

05 / 飲料の取扱い

飲料については、全て主催者で企画販売しますので、各店での飲料の販売はできません。

ただし、地元食材を使用したオリジナルドリンク(スムージーも可)や、市町村ブースにおいては、飲むヨーグルトや地サイダーなど、「まちの特産品」は、この限りではありません。

※「まちの特産品」でも申し込み時に、一部商品の差し替えなど再考をいただく場合もございます。

06 / 搬入・搬出時間

◆搬入時間 7月11日(水)13時~18時 / (開幕後)7月12日(木)~16日(月) 各日 8時~9時30分

◆搬出時間 7月16日(月)16時~19時 / (開幕後)7月12日(木)~16日(月) 各日16時~18時

※時間は厳守をお願いします。会期中、終了時間前に商品が売り切れたとしても、撤収作業は行えません。

商品が売り切れてしまった場合は、補充または「売り切れ」と表記するなど対応を行ってください。

商品の補充時の会場への車の乗り入れは禁止いたします。

※出店者の専用駐車場については「出店者説明会」にてご説明致します。



①各種届出

保健所申請が必要な場合は、各出店者で行っていただきます。

また、保健所許可証については、当日テント内に必ず提示してください。なお、許可証の写しを7月6日(金)までに主催者にFAXまたは郵送にてお送りください。事前に確認ができない場合、出店をお断りします。

保健所へ申請し許可された品目及び決められた出店場所以外での販売、保健所臨時営業許可の範囲外であるため認めません。

②衛生・安全確保や保険加入等による食中毒等に対する対策

出店者が販売・試食等を行うものについて、主催者は一切の責任を負いません。

また、出店者が用意・設置した器具備品等により人または物に損害を与えた場合も、それらを設置した各出店者に責任を負っていただきますので、各店にて細心の注意を払ってください。併せて、生産物賠償責任保険など必要な保険に加入くださいますようお願いいたします。

③上下水道

会場内管理棟の水場をご利用いただけます。水道水は飲料用としてご使用いただけます。また、油類を排水溝へ流すことは厳禁とします。ただし、器具等の洗浄による洗剤の使用のみは可能です。排水の際には必ず残飯を取り除き水のみを流してください。残飯を取り除くために必要なザル等は各出店者で準備ください。上記を守らず設備を詰まらせた場合などに係る洗浄、破損・故障修理などの責任は各出店者にあります。

④火気の取り扱い、各種養生及びテントの破損・損傷等

火気器具(ガスコンロ・炭・電気器具)の使用にあたりましては、テント等の燃えやすいものと一定の距離を確保いただくか、耐火ボードで囲ってください。さらに、引火物とは必要な距離を空けるなど火災事故の発生に細心の注意を払ってください。

火気を使用する出店者は、消火器の設置・ガス漏れ予防・プロパンガスボンベの設置場所、設置方法の細心の注意を払ってください。

取扱い器具備品の設置につきましても、テントに擦れや破れが生じないように、テントを踏みつけての設置などがないよう一定の距離を確保してください。万が一、テントに破損・損傷があった場合は、修理費用の全額をご負担いただきます。また、油や炭などを使用し、床面やテント幕を汚す恐れのある場合は、コンパネ等(引火の恐れがある場合は不燃材)で床面やテント幕を養生し、汚さないよう細心の注意を払ってください。床面やテント幕が汚れた場合は速やかに清掃し、原状復帰をお願いします。なお、清掃に係る費用は、各出店者に全額をご負担いただきます。なお、床面が汚れた場合で、特別清掃が必要な場合や、テント幕等の主催者が用意・設置した備品の清掃・修繕・交換が必要になった場合は、費用の全額をご負担いただきます。



⑤電力の使用

送電は届出いただいた必要電気容量に基づき、主催者設置の発電機にて行いますので、出店ブースでの発電機の持込やそれらの作動に係るガソリン等の貯蔵は行わないでください。なお、出店申込みでお届けいただいた器具・備品のうち電力を使用するものについて、届出のあるもの以外の使用は厳禁とします。

届出のないものの使用、あるいは届出のものと同様の器具備品であっても届出の電気容量を超えるものを使用したことによって会場内の円滑な送電に支障をきたした場合は、その器具備品の使用を中止いただきますので、ご注意ください。なお、届出と相違する器具備品の設置・使用により発生する主催者用意・設置の備品の破損・故障や人への損害などの損害補償は各出店者に責任を負っていただきます。

⑥飲食ブースの割り当て

主催者が決定することとし、出店者はこれに従うものとします。

⑦出店期間及び常駐義務

出店者は主催者が認めた場合を除き、開催期間及び開催時間の間、出店ブースに常駐するものとします。万が一、商品が売り切れた場合についても、ブース内に常駐し、「売り切れ」の表記を記すなど対応をするものとします。

⑧商品・物品の管理について

会場にはストックヤードがありませんので、商品等は出店者で保管・管理を行うものとします。夜間は商品、食材等を会場内出店ブースに残さないようお願いします。また、テント裏のスペースをバックヤードとして利用することは認めません。機材や商品等は出店のテントからはみ出さないよう管理するものとし、テントからはみ出しての調理も認めません。併せて、炭等の使用により隣接する出店者の迷惑となるような煙を出すことが無いようお願いします。主催者で夜間警備を配置しますが商品・食品の解凍等による劣化、物品等の盗難等には一切責任を負いかねます。

⑨ゴミ処理

出店者のテント内で排出されるゴミは各出店者にて処理いただきます。来場者が排出したゴミは会場内のゴミステーションを使用し、主催者側で処理します。

⑩商品購入時の支払いについて

現金販売をお願いします。売上金額については、後日申請をしていただきます。



⑪主催者で準備する備品

・各出店者共通(1コマごと) / テーブル2本、店舗看板、電源2口(100V・1.5KWまで)、

※電源は出店申込書にて電力使用の申請がある場合のみ設備します。

※事前にお申込みいただく電気容量において、100V・1.5KWを超える場合、または100V以外の電圧を使用する場合は、出店者より追加料を徴収し、主催者側にて電源を用意します。

※追加備品については、事前にお申込みいただいている出店者には、テーブル(有料)、パイプ椅子(有料)を別途用意します。なお、数に限りがあるものもありますので、ご希望にお答えできない場合もありますこと予めご了承ください。

⑫必要物品

出店に必要な器具備品・物品については出店者が用意・設置ください。なお、主催者においてもレンタル業者の紹介を行います。

⑬テント内に必ず設置いただくもの

◎消火器(火気を扱う出店者は条例で設置が義務付けされています)

※お客様への配慮として、腐食や錆のないものをご用意ください。

※電気を熱源とする器具も全て火気に該当します。

※ホットウォーマーも火気に該当しますことご注意ください。

◎保健所臨時営業許可証(保健所申請が必要な出店内容の出店者)

◎手洗い設備(ポリタンク等)

◎ゴミ箱(出店者のテント内で排出されるゴミ用)

⑭列整理

会場内混雑時、店舗前の列整理は各出店者でお願いします。

⑮出店者看板、メニュー表、販促備品

出店者看板は全出店者分を主催者側で製作・設置します。メニューPOP等は各出店者にて用意ください。

なお、POP等の設置について、出店者看板に貼りつけることは厳禁とします。また、幟の設置位置について、テント上部に設置する店舗看板より下の位置での設置のみ認めますが、隣のブースの迷惑にならないよう隣同士で確認・了承のうえ設置してください。

なお(テントから離して設置するなど)通行の妨げとなるような位置での設置は認めません。また、各店にて設置する、幟及びPOPなどが倒れることにより来場者や他店、主催者の用意する設備・備品に損害を与えた場合は、それらを設置した出店者に責任を負っていただきますので、設置に際しては細心の注意を払ってください。

出店規定(その他)



国際農業機械展 in 帯広
「フードバレーとたち食彩祭 2018」

⑯出店申し込み

「国際農業機械展in帯広」ホームページより出店申し込み書をダウンロードして下記宛てにお申し込みください。申し込み締切は2018年5月26日(土)必着です。

お問い合わせ／十勝毎日新聞社グループ・(株)CMC ☎0155-23-2323(メディア戦略部 担当:河崎)

国際農業機械展in帯広
ホームページ

<http://iams-obihiro.com/>

《申し込み宛先》

fax 0155-24-9190

e-mail m-kawasaki@kachimai.co.jp

〒080-0801 帯広市東1条南8丁目2 (株)CMC
郵送 メディア戦略部「食彩祭」係

《申し込み以降の流れ》

出店申し込み開始	2018年 5月14日(月)
〃 締切	5月26日(土)
審査結果発表	6月 5日(火)
出店者説明会	6月12日(火)・13日(水)
出店料ほか誓約書等書類提出締切	6月29日(金)
搬入	7月11日(水)

⑰審査結果の発表

出店の可否は、6月5日(火)までに主催者から出店者に郵送にてご連絡致します。

尚、結果発表後に出店者を集めた説明会を6月12日(火)、13日(水)に開催致します。

説明会の開催場所などは、結果発表に同封し、出店者にのみ、お伝えいたします。

また、出店者には誓約書とイベント当日の販売者名簿などをご提出いただきます。

⑱出店料の請求

出店者ごとに出品料等を確定した後、主催者より請求書を発行します。

6月29日(金)までに必ず前納ください。なお、出品料の前納がない場合、出店をお断りいたします。